

### ★より多くの年金を受給したい方へ 「付加年金制度」をご存じですか

国民年金第1号被保険者（自営業、学生など）や任意加入被保険者が定額保険料（平成30年度：16,340円/月額）に加えて付加保険料（月額400円）を納めることで、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となります。

〈例〉付加保険料を10年間納付された場合

付加保険料納付額 = 400円 × 12月 × 10年 = 48,000円

付加年金の年金額 = 200円 × 12月 × 10年 = 24,000円 / 年額

※48,000円の付加保険料で、毎年24,000円の付加年金が老齢基礎年金に上乗せして受け取れ、大変お得です。

#### 【注意事項】

- ・付加保険料の納付は、申込んだ月分からとなります。
- ・2号被保険者（会社員や公務員）の方や3号被保険者（2号被保険者に扶養されている配偶者）は付加保険料を納付できません。
- ・国民年金基金加入者は付加保険料を納付できません。

【手続に必要なもの】 ①年金手帳 ②印鑑

【手続き先】 市保険課（6番窓口・受付番号票③） ☎ 31-0216

美都・匹見各総合支所地域振興課または浜田年金事務所で手続きをしてください。

#### 国民年金基金とは・・・

国民年金第1号被保険者の方が、老齢基礎年金に上乗せして加入できる公的な年金制度です。

毎月の掛金は加入時の年齢、性別、選択する給付の型と口数によって決まります。

〈問い合わせ先〉

島根県国民年金基金 ☎ 0120-65-4192

#### 〈浜田年金事務所 出張年金相談〉

- ・相談日 9月11日(火)・25日(火) 毎月第2・4火曜日
- ・相談場所 市立市民学習センター 102 研修室
- ・相談時間 10:00～15:00

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。予約の際は、お手元に基礎年金番号の分かるものをご用意ください。

#### 〈浜田年金事務所 手話による年金相談〉

- ・相談日 9月27日(木) 毎月第4木曜日
- ・相談場所 浜田年金事務所
- ・相談時間 13:00～16:00

☆要予約 9月19日(水)までに予約

・予約方法 電話またはFAX ※代理可(記載事項:住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間)



〔年金相談の予約・問い合わせ先〕 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ㊚ 0855-23-0442

※年金相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、マイナンバー(個人番号)がわかるもの、本人確認ができる身分証明書、印鑑などをご持参ください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)、本人の認印(請求書を提出する場合)が必要です。

※浜田年金事務所でも相談される場合も、電話で予約しておくくとスムーズに相談できます。

## 赤瓦等を活かしたまちづくり事業補助金のご案内

赤瓦を使用する屋根工事に対する助成です。周辺環境との調和を重視し、地域の特徴に即した赤瓦のまち並み形成を図ります。また、赤瓦屋根施工とセットで行う外壁工事等に対しても助成します。

- 要件
- ・市内で行われる屋根工事を含ま新築・増改築・大規模修繕等。
  - ・県内産赤瓦（島根県内において生産された瓦で赤系のもの）を使用すること。
  - ・市内に本店・支店・営業所等を置く建築業者が施工者であること。
  - ・4月1日以降着工・平成31年3月31日までに完了（予定）の工事であること。
  - ・市税の滞納がないこと。他補助事業との併用不可。

補助額 工事費×補助率 1/2（上限 100,000円）

※まち並みに調和した外壁工事や外構工事、建物付随の設備機器等をまち並みに調和させるための目隠し工事などには加算措置あり。

申請期間 平成31年1月31日(木)まで



■申請方法 所定の様式に事業計画書、必要図面等を添えて都市整備課に申請してください。

様式は都市整備課、または市ホームページからダウンロードしてください。

■交付決定 申請者による申請内容の説明に基づき、公開型審査会で助成の可否を決定します。

■問い合わせ先 市都市整備課 ☎ 31-0352 Fax 31-1480 ㊚ toshi@city.masuda.lg.jp